

## [事案 2022-42] 損害賠償等請求

・令和5年2月2日 裁定不調

### <事案の概要>

契約者貸付金等を元募集人に詐取されたことを理由に、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

元募集人から、高配当が得られるとして保険会社の自社株購入の投資話を持ち掛けられ、平成24年11月に契約した変額保険およびがん保険の契約者貸付金と自己資金を騙し取られたことから、元募集人の不法行為について、保険会社に使用者責任にもとづき損害賠償してほしい。また、契約者貸付を取り消してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 自社株購入の勧誘は、当社の事業の執行として行ったとは認められず、使用者責任は生じない。
- (2) 申立人が保険会社に契約者貸付を申し込む際に、動機を表示していないため錯誤無効の主張は認められない。また、本件は第三者による詐欺に該当し、当社は詐欺行為につき善意・無重過失である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、金銭の授受の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の使用者責任は認められず、契約者貸付の取消しも認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 本件保険会社では、取扱いを認めていない投資商品等（金銭等を投資して運用等による収益を得る商品・スキーム全て）に関与することは社内規定で禁止しており、自社株購入の勧誘はこれに抵触するものと考えられる。そして、本件では、元募集人の社内規定違反により、申立人に損害が生じていることが明らかである。
- (2) 本契約にかかる契約者貸付による自社株購入資金の調達は、元募集人の提案によるもので、契約者貸付の申込みの際には、元募集人が電話をかける申立人の横で指示を出していたことが窺える。したがって、契約者貸付の効力に影響を及ぼす程ではないにしても、元募集人も契約者貸付に一定程度の関与をしていたことが認められる。